

袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例(平成9年条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共的団体の範囲)

第2条 条例第6条第1号の規則で定める公共的団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区
- (6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合
- (7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、国又は地方公共団体と同等以上の審査能力があると市長が認定した者

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(小規模埋立て事業許可に係る適用除外)

第2条の2 条例第6条第3号の規則に定める事業は、別表第1に定める行為とする。

(土地所有者等の同意)

第2条の3 条例第6条の2第1項の規定による同意は、条例第6条の許可の申請が、条例第7条第1項の規定によるものである場合にあっては小規模埋立て事業場土地使用同意書(様式第1号の2)により、同条第2項の規定によるものである場合にあっては小規模埋立て事業場(小規模一時たい積事業場)土地使用同意書(様式第1号の3)によらなければならない。

2 条例第6条の2第2項に規定する小規模埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、小規模埋立て事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権又は賃借権を有する者とする。

3 条例第6条の2第2項の規定による同意は、小規模埋立て事業区域内施工同意書(様式第1号の4)によらなければならない。

(許可の申請)

第3条 条例第7条第1項に規定する申請書は、小規模埋立て事業許可申請書(様式第2号)とする。

2 条例第7条第1項の規則で定める書類と図面は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 住民票の写し(法人の場合にあっては、登記事項証明書)
- (2) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し
- (3) 小規模埋立て事業場の位置図及び土砂等の搬入経路図
- (4) 小規模埋立て事業場の平面図(条例第15条第1項に規定する標識の掲示場所、同条第2項に規定する小規模埋立て事業区域の境界の表示方法及び小規模埋立て事業に供する施設の設置計画が記載されているものに限る。)
- (5) 小規模埋立て事業区域の求積図、平面図及び断面図(埋立て等の前後の構造が確認できるものに限る。)
- (6) 小規模埋立て事業区域の(土地の)登記事項証明書及び公図の写し
- (7) 小規模埋立て事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (8) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した計算書

- (9) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図並びに構造計算書
 - (10) 小規模埋立て事業が別表第1に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (11) その他市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第7条第1項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 小規模埋立て事業が施工されている間において、小規模埋立て事業区域以外の地域への排水の水質検査を行うために必要な措置
 - (2) 小規模埋立て事業が施工されている間において、小規模埋立て事業区域以外の地域への当該小規模埋立て事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置
- 4 条例第7条第2項に規定する申請書は、小規模埋立て事業（小規模一時たい積事業）許可申請書（様式第3号）とする。
- 5 条例第7条第2項の規則で定める書類と図面は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 第2項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第10号及び第11号に掲げる書類及び図面
 - (2) 小規模埋立て事業区域の平面図及び断面図（土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるものに限る。）
 - (3) 土砂等の搬出経路図
- 6 条例第7条第2項第7号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 第3項各号に掲げる事項
 - (2) 小規模埋立て事業に使用される土砂等について、土砂等の発生又は採取場所ごとに土砂等を区分するために必要な措置（許可等の通知）
- 第4条 市長は、条例第7条各項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、事業の可否を決定し、申請者に対し、小規模埋立て事業許可書（様式第6号）又は小規模埋立て事業不許可書（様式第7号）を交付するものとする。（構造上の基準）
- 第5条 条例第8条第1項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、小規模一時たい積事業の場合にあっては、別表第4に定めるとおりとする。（構造上の基準に係る適用除外）
- 第6条 条例第8条第2項の規則で定める行為は、別表第1に掲げる行為とする。（変更の許可の申請等）
- 第7条 条例第9条第1項の規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 氏名若しくは名称、住所又は法人の代表者の氏名の変更
 - (2) 法定代理人の氏名又は住所の変更
 - (3) 現場責任者の氏名又は職名の変更
 - (4) 小規模埋立て事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
 - (5) 小規模埋立て事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの搬入予定量及び搬入計画に関する事項の変更（小規模一時たい積事業にあっては、小規模埋立て事業に使用される土砂等の発生場所並びに当該発生場所からの搬入計画に関する事項、土砂等の搬出先並びに搬出計画に関する事項）
 - (6) 小規模埋立て事業区域以外の地域への排水を測定する施設の位置の変更
 - (7) 小規模埋立て事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、小規模埋立て事業区域の区域内に設けた排水施設又は小規模埋立て事業区域の区域外に設けたさくの構造の変更（排水施設又はさくの機能を高めるものに限る。）
- 2 条例第9条第3項に規定する申請書は、小規模埋立て事業変更許可申請書（様式第8号）とする。
- 3 条例第9条第3項の規則で定める書類及び図面は、第3条第2項各号及び第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係る書類及び図面とする。

4 条例第9条第8項の規定による届出は、小規模埋立て事業軽微変更届（様式第9号）を、同項の規定による土地の所有者への通知は小規模埋立て事業軽微変更通知書（様式第9号の2）を提出して行わなければならない。

（変更の許可等の通知）

第8条 市長は、条例第9条第3項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、事業の可否を決定し、申請者に対し、小規模埋立て事業変更許可書（様式第10号）又は小規模埋立て事業変更不許可書（様式第11号）を交付するものとする。

（小規模埋立て事業の着手の届出）

第8条の2 条例第10条の2の規定による届出は、小規模埋立て事業着手届（様式第11号の2）を提出して行わなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第9条 条例第11条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルごとに、小規模埋立て事業区域への搬入を開始する前に、土砂等搬入届（様式第12号）を提出しなければならない。

2 条例第11条の当該場所から発生し、又は採取されたことを証するために必要な書面で規則に定めるものは、当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書（様式第12号の2）とする。

3 条例第11条の当該土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則に定めるものは、搬入しようとする土砂等に係る検査試料採取調書（様式第12号の3）及び地質分析（濃度）結果証明書（様式第12号の4。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限り、以下同じ。）とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析（濃度）結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第2左欄に掲げる項目ごとに、同表右欄に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第11条第1項第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則に定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書（様式第12号の5）とする。

（土砂等の量等の報告）

第10条 条例第12条の規定による報告は、小規模埋立て事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限り、次項において同じ。）は当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、小規模埋立て事業を廃止し、完了し、又は終了した場合にあっては、条例第16条第3項又は条例第17条第1項の規定による届出の時）に、小規模埋立て事業状況報告書（様式第13号）を提出して行わなければならない。

2 小規模埋立て事業が小規模一時的積事業である場合にあっては、条例第12条の規定による報告は、前項の規定にかかわらず、当該小規模埋立て事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日から1週間以内（小規模埋立て事業の中止をしようとするときは当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、小規模埋立て事業を廃止し、完了し、又は終了した場合にあっては、条例第16条第3項又は条例第17条第1項の規定による届出の時）に、小規模埋立て事業（小規模一時的積事業）状況報告書（様式第14号）を提出して行わなければならない。

（地質検査等の報告）

第11条 条例第13条の地質検査は、小規模埋立て事業を開始した日から6月ごと（条例第16条第3項の廃止の届出又は条例第17条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

（1）地質検査のための試料とする土砂等の採取は、区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界の中間の4地点）の土壌について行うこと。

（2）前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後に混合し、1試料とすること。

（3）地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第2左欄に掲げる

項目ごとに、同表右欄に掲げる測定方法により行うこと。

- 2 小規模埋立て事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第13条の地質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て事業を開始した日から3月ごと（条例第16条第3項の廃止の届出又は条例第17条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に、前項の各号に掲げる方法により行わなければならない。ただし、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合にあっては、地質検査は省略することができる。
- 3 条例第13条の水質検査は、小規模埋立て事業を開始した日から6月ごと（条例第16条第3項の廃止の届出又は条例第17条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）に定める測定方法により行わなければならない。
- 4 小規模埋立て事業が小規模一時たい積事業である場合にあっては、条例第13条の水質検査は、前項の規定にかかわらず、小規模埋立て事業を開始した日から3月ごと（条例第16条第3項の廃止の届出又は条例第17条第1項の完了の届出を行った場合にあっては、市長の指定する職員の立会いの上、市長が指定する期日）に試料を採取し、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法に定める測定方法により行わなければならない。
- 5 条例第13条の規定による報告は、検査実施後速やかに、小規模埋立て事業地質検査等報告書（様式第15号）に次の各号に掲げる書類及び図面を添えて行わなければならない。
 - (1) 検査に使用した土砂等及び排水の採取場所を記載した図面及び現場写真
 - (2) 第11条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
 - (3) 第12条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び排水汚染状況測定（濃度）結果証明書（様式第17号。環境計量士の発行したものに限る。）（標識）

第12条 条例第15条第1項に規定する標識の様式は、小規模埋立て事業に係る標識（様式第18号）とする。

- 2 条例第15条第1項に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 小規模埋立て事業許可年月日及びその番号
 - (2) 小規模埋立て事業の目的
 - (3) 小規模埋立て事業の所在地
 - (4) 事業者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに連絡先の電話番号
 - (5) 小規模埋立て事業の許可の期間
 - (6) 小規模埋立て事業区域及び小規模埋立て事業場の面積
 - (7) 小規模埋立て事業に使用される土砂等の搬入予定量（小規模一時たい積事業にあっては、土砂等の年間の搬入及び搬出の予定量）
 - (8) 現場責任者の氏名及び職名
 - (9) 小規模埋立て事業区域及び小規模埋立て事業場の見取図（小規模埋立て事業の廃止等に係る届出）

第13条 条例第16条第3項の規定による届出は、小規模埋立て事業廃止（中止）届（様式第19号）を提出して行わなければならない。

（小規模埋立て事業の完了の届出）

第14条 条例第17条第1項の規定による届出は、小規模埋立て事業完了届（様式第20号）を提出して行わなければならない。

（譲受けの許可の申請）

第14条の2 条例第17条の2第2項に規定する申請書は、小規模埋立て事業譲受け許可申請書（様式第20号の2）とする。

- 2 条例第17条の2第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 住民票の写し（申請者が法人の場合にあっては、登記事項証明書）
 - (2) 申請者が未成年である場合には、その法定代理人の住民票の写し
 - (3) 小規模埋立て事業場の位置図及び付近の見取図
 - (4) その他市長が必要と認める書類

3 条例第17条の2第2項第4号の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 譲り受けようとする小規模埋立て事業の許可年月日及びその番号
- (2) 譲り受けようとする小規模埋立て事業の許可の期間
- (3) 小規模埋立て事業区域の位置
- (4) 現場責任者の氏名及び職名
- (5) 譲受けの理由
(相続等の届出)

第15条 条例第18条第2項の規定による市長への届出は、小規模埋立て事業相続等届（様式第21号）を、同項の規定による土地の所有者への通知は小規模埋立て事業相続等通知書（様式第21号の2）を提出して行わなければならない。

（土地所有者による小規模埋立て事業の施行状況の把握）

第15条の2 条例第22条の2第2項の規定による小規模埋立て事業の施工の状況の把握は、当該施工に係る小規模埋立て事業場において、毎月1回以上、当該施工の状況が同意にあたって確認した事項に抵触していないかどうか並びに当該小規模埋立て事業場において土壌の汚染又は土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生がないかどうか及びこれらのおそれがないかどうかを自ら確認することにより行わなければならない。ただし、当該小規模埋立て事業場において、自ら確認することが困難な事情がある場合は、他の者に確認させることにより行うことができる。

（身分を示す証明書）

第16条 条例第24条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第22号）とする。